

国立研究開発法人物質・材料研究機構

法定外災害補償規程

平成18年3月31日

18規程第14号

改正：平成20年 3月31日 20規程第56号

改正：平成21年 3月 9日 21規程第29号

改正：平成27年 3月24日 27規程第30号

改正：平成29年 3月28日 29規程第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、定年制職員、キャリア形成職員及び任期制職員（以下「職員等」という。）の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害又は死亡に対して行われる労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に基づく補償又は保険給付に加えて、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が行う補償（以下「法定外補償」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(法定外補償)

第2条 機構は、職員等の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害又は死亡に対して、次に掲げる法定外補償を行う。

- 一 法定外休業補償
- 二 障害特別援護金
- 三 遺族特別援護金
- 四 在宅介護住宅改良援護金
- 五 自動車購入援護金
- 六 長期家族介護者援護金

2 前項の規定にかかわらず、業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害又は死亡の原因が次の各号のいずれかに該当する場合は、特段の事情がある場合を除き、法定外補償は行わない。

- 一 職員等の故意又は重大な過失のみによる場合
- 二 職員等が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って若しくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に発生した事故による場合
- 三 職員等の故意の犯罪行為による場合
- 四 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動による場合
- 五 地震、噴火又は津波による場合

六 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質に汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性による場合

七 風土病による場合

（法定外休業補償）

第3条 機構は、任期制職員が通勤による負傷又は疾病に係る療養のため勤務することができない場合において、労災法第22条の2の規定により休業補償を給付されるときは、その勤務することができない日から第3日目までについて、当該任期制職員に対して、労基法で定める平均賃金の100分の60に相当する金額を、法定外休業補償として支給する。

（障害特別援護金）

第4条 機構は、職員等が業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病が治癒した場合において、身体に障害が存するときは、その障害の程度に応じて後遺障害等級（労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災法施行規則」という。）第14条第1項から第4項までの規定による障害等級をいう。以下同じ。）を決定し、別表第1の後遺障害等級欄に掲げる後遺障害等級の区分に応じ、当該障害の原因が業務上の事由による場合にあっては同表の業務上災害欄に掲げる額を、通勤による場合にあっては同表の通勤災害欄に掲げる額を、当該職員等に対して、障害特別援護金として支給する。

（遺族特別援護金）

第5条 機構は、職員等の死亡が業務上の事由又は通勤による場合は、当該職員等の遺族に対して、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を遺族特別援護金として支給する。ただし、当該職員等が障害特別援護金を支給された後、当該障害特別援護金を支給されることとなった負傷又は疾病が再発し、死亡した場合においては、支給すべき遺族特別援護金の額から既に給付を行った障害特別援護金の額を控除した額を支給する。

一 業務上の事由による場合 1, 860万円

二 通勤による場合 1, 055万円

（在宅介護住宅改良援護金）

第6条 機構は、次の各号のいずれにも該当する職員等には、その者が第2号の資金の借入れを行った日の翌日から起算して15年を経過する日の属する月の末日までの間に支払った当該借入金に係る利息で年3分を超える利率によるもののうち機構が指定する額を、在宅介護住宅改良援護金として支給する。

一 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。）の規定を適用することとした場合において、傷病補償年金を受ける権利を有する職員等又は同法別表に定める第三級以上の等級に該当する障害により障害補償年金を受ける権利を有する職員等

二 居宅において介護を受けることを容易にするために必要な構造若しくは設備を備えた住宅への改良又は当該構造若しくは設備を備えた住宅の建設若しくは購入のための資金を機構が指定する金融機関から借り入れ、かつ、当該資金の返済を行っている

職員等

三 前号の資金の借入れを行った日において70歳未満の年齢であった職員等
(自動車購入援護金)

第7条 機構は、次の各号のいずれにも該当する職員等には、その者が第2号の資金の借入れを行った日の翌日から起算して8年を経過する日の属する月の末日までの間に支払った当該資金に係る利息で年3分を超える利率によるもののうち機構が指定する額を、自動車購入援護金として支給するものとする。

一 補償法の規定を適用することとした場合において、同法別表に定める第三級以上の等級に該当するせき髄の障害、上肢の障害若しくは下肢の障害があることにより、又は同表に定める第四級以下の等級に該当するこれらの障害のうち2以上の異なる障害についての補償法第13条第3項の規定による障害の等級が同表に定める第三級以上になる場合の当該障害があることにより障害補償年金を受ける権利を有する職員等

二 自ら運転するために必要な特別の構造若しくは装置を備えた自動車の購入又は当該構造若しくは装置を備えた自動車への改造を行うための資金を機構が指定する金融機関から借入れ、かつ、当該資金の返済を行っている職員等
(長期家族介護者援護金)

第8条 機構は、補償法の規定を適用することとした場合において、せき髄その他神経系の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の機能の著しい障害（その程度が、常に介護を要するものとして、人事院規則16-0（職員の災害補償）第25条の2又は補償法別表に定める第一級に該当するものに限る。）により傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する職員等が、当該障害に係る傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合（その死亡が業務上の事由又は通勤によるものと認められる場合を除く。）には、その遺族に対して、長期家族介護者援護金として、100万円を支給するものとする。ただし、その死亡の原因について長期家族介護者援護金を支給することが適当でない事情があると認めたときは、長期家族介護者援護金を支給しないことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第45条までの規定は、第5条及び第8条に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。

(第三者の行為による事故)

第10条 機構は、職員等の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害又は死亡の原因が第三者の行為によって生じた場合において、法定外補償をしたときは、その補償の価額の限度で、法定外補償を受けた当該職員等（以下この条において「当該職員等」という。）の第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、当該職員等が当該第三者から同一事由について損害賠償を受けたときは、機構は、その価額の限度で法定外補償をしないことができる。

3 機構は、特別の事情により前2項の規定を適用することが適当でないと認められる場合は、別段の取扱いをすることができる。

(民法による損害賠償との調整)

第 1 1 条 機構は、この規程に定める補償を行った場合は、同一事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

(労災法等との関係)

第 1 2 条 法定外補償（在宅介護住宅改良援護金、自動車購入援護金及び長期家族介護者援護金を除く。）の支給に係る決定、運用等は、労災法の規定に準じて行うものとする。

2 在宅介護住宅改良援護金、自動車購入援護金及び長期家族介護者援護金の支給は、人事院規則、通達等を参酌して行うものとする。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 3 1 日 2 0 規程第 5 6 号）

この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 3 月 9 日 2 1 規程第 2 9 号）

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年 3 月 2 4 日 2 7 規程第 3 0 号）

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年 3 月 2 8 日 2 9 規程第 2 5 号）

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

後 遺 障 害 等 級	業 務 上 災 害	通 勤 災 害
後遺障害 1 級	1, 5 4 0 万円	9 1 5 万円
後遺障害 2 級	1, 5 0 0 万円	8 8 5 万円
後遺障害 3 級	1, 4 6 0 万円	8 5 5 万円
後遺障害 4 級	8 7 5 万円	5 2 0 万円
後遺障害 5 級	7 4 5 万円	4 4 5 万円
後遺障害 6 級	6 1 5 万円	3 7 5 万円
後遺障害 7 級	4 8 5 万円	3 0 0 万円
後遺障害 8 級	3 2 0 万円	1 9 0 万円
後遺障害 9 級	2 5 0 万円	1 5 5 万円
後遺障害 1 0 級	1 9 5 万円	1 2 5 万円
後遺障害 1 1 級	1 4 5 万円	9 5 万円
後遺障害 1 2 級	1 0 5 万円	7 5 万円

後遺障害 1 3 級	7 5 万円	5 5 万円
後遺障害 1 4 級	4 5 万円	4 0 万円